

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 有価証券信託受益証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。</p> <p>二の三 預託証券 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>「三〇十五 略」</p> <p>(上場株券等の数)</p> <p>第三条の六 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二の二 株券預託証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>「三〇十五 同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

数とする。

- 一 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十五項に規定する投資証券をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）については、投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の数
- 二 有価証券信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 株券 当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数
 - ロ 投資証券 当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数
- 三 預託証券については、次に掲げる当該預託証券において表示される権利に係る有価証券（法第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 株券 当該預託証券において表示される権利の目的である株式の数
 - ロ 投資証券 当該預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

（日曜日等）

第七条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十
七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に

（日曜日その他の日）

第七条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十
七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲

規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

「一・二 略」

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

(訂正届出書又は訂正報告書の提出)

第十二条 「略」

2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第二項に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 公開買付届出書(その訂正届出書を含む。以下この項、次条、

第十四条、第十五条第六項及び第二十二條第一項において同じ。

)を提出した日前に発生した当該公開買付届出書に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。

二 「略」

(公開買付説明書の作成等)

げる日とする。

「一・二 同上」

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 同上」

(訂正届出書又は訂正報告書の提出)

第十二条 「同上」

2 「同上」

一 公開買付届出書(その訂正届出書を含む。以下この項、次条、

第十四条及び第二十二條において同じ。)を提出した日前に発生

した当該公開買付届出書に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。

二 「同上」

(公開買付説明書の作成等)

第十五条 「略」

〔2・3 略〕

4|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

7|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

第十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

「項を加える。」

4|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

い。

8|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちにおける買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

〔2〕4 略〕

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第二十五条の二 〔略〕

5|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちにおける買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

〔2〕4 同上〕

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第二十五条の二 〔同上〕

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行う者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3 「略」

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第十五条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることのできる。

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行う者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3 「同上」

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることのできる。

【表紙】
 【提出書類】 公開買付撤回届出書
 関東財務局長
 【提出先】 年 月 日
 【提出日】
 【届出者の名称】

 【届出者の所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【代理人の氏名又は名称】(1)

 【代理人の住所又は所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【総覧に供する場所】(2)
 名称

 (所在地)

【1～4 略】
 (記載上の注意)
 (1) 代理人の氏名又は名称
 非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者(以下この「1」において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。
 【2～(5) 略】

第四号様式

【表紙】
 【提出書類】 公開買付報告書
 関東財務局長
 【提出先】 年 月 日
 【提出日】
 【報告者の名称】

 【報告者の所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【代理人の氏名又は名称】(2)

 【代理人の住所又は所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【総覧に供する場所】(3)
 名称

 (所在地)

【1・2 略】
 (記載上の注意)

【表紙】
 【提出書類】 公開買付撤回届出書
 関東財務局長
 【提出先】 年 月 日
 【提出日】
 【届出者の名称】

 【届出者の住所又は所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【代理人の氏名又は名称】(1)

 【代理人の住所又は所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【総覧に供する場所】(2)
 名称

 (所在地)

【1～4 同左】
 (記載上の注意)
 (1) 【同左】
 非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者(以下この「1」において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。
 【2～(5) 同左】

第四号様式

【表紙】
 【提出書類】 公開買付報告書
 関東財務局長
 【提出先】 年 月 日
 【提出日】
 【報告者の名称】

 【報告者の所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【代理人の氏名又は名称】(2)

 【代理人の住所又は所在地】

 【最寄りの連絡場所】

 【電話番号】

 【事務連絡者氏名】

 【総覧に供する場所】(3)
 名称

 (所在地)

【1・2 同左】
 (記載上の注意)

<p>(1) 一般的事項 [a・b 略]</p> <p>c 買付け等をする上場株券等が<u>有価証券言託受託証券</u>又は<u>預託証券</u>である場合には、本株式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称 非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。 〔3〕～〔5〕 略]</p>	<p>(1) 〔同左〕 [a・b 同左]</p> <p>c 買付け等をする上場株券等が<u>株券預託証券</u>である場合には、本株式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。</p> <p>(2) 〔同左〕 非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。 〔3〕～〔5〕 同左]</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対称規定の「」欄等を付した種記部を添へる本社付した添紙は注記による。